

○特定秘密の保護に関する法律の一部を改正する法律案 条文イメージ（内部通報者保護制度の導入）

特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（指定の解除に係る調査）

第四条の二 特定秘密の取扱いの業務を行う者は、指定に係る情報が第三条第一項に規定する要件を欠いていると思料するときは、情報保全監察委員会に対して、その旨を通知しなければならない。

2 情報保全監察委員会は、前項の通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、同項の通知に係る指定の適否について調査を行うものとする。

3 行政機関の長は、第一項の通知をしたことを理由として、当該通知をした者に対して、免職その他不利益な取扱いをしてはならない。